

# 令和5年度豊明市一般不妊治療費助成制度のご案内

対象者	<p>申請日に置いて下記の4項目すべてに当てはまる方</p> <p><b>□令和3年度に新規に申請をされて、助成期間が継続した2年間にあり、助成金額・助成期間ともに有余がある方。</b></p> <p>(この助成制度は令和4年4月1日より一般不妊治療が保険適応となったことに伴い、令和5年度で事業を終了します。そのため、令和4年4月1日以降に新たに治療を開始した方については受付を行っていません。また、令和4年3月31日以前に治療を開始しており、令和4年度に初めて申請をされた方※も今年度は対象となりません。)※令和4年度に経過措置対象で3月診療分のみ申請だった方</p> <p>□夫婦(事実婚含む)で、一方または両方が治療日かつ申請日に豊明市に住所を有する方</p> <p>□夫婦(事実婚含む)各々が健康保険各法に加入している方</p> <p>□産科・婦人科・産婦人科・泌尿器科・皮膚泌尿器科を標榜する医療機関において不妊治療を受けたことのある方</p>
助成内容	<p><b>令和5年3月1日～令和6年2月末日の一般不妊治療等にかかる費用の自己負担額</b></p> <p>ホルモン療法、人工授精等の一般不妊治療やこれに伴う検査、調剤費。</p> <p>(令和3年度と同様の助成内容とします)</p>
助成額	<p>本人負担額の2分の1以内の額で、10万円(限度額)から令和3年度助成額を引いた額。</p> <p>ただし、限度額10万円/1年度</p> <p>(3月から翌年2月までの期間)</p> <p>※文書料、食事負担額、個室料など直接的な治療でないものは対象外です。</p>
助成期間	<p>令和3年度の助成開始月が年度途中となり、12か月に満たなかった残りの月数(助成開始から継続した2年間)。</p> <p>※助成開始月が年度途中のため1年度目の助成期間が12か月未満であり、助成額が10万円未満のときは、3年目にその期間と助成額を差し引いて申請することとなります。</p> <p>・他市町村で助成を受けた場合、その助成期間も含まれます。</p> <p>・医師の指示による治療の中断の場合、その中断期間を助成最終年度に延長することができます。</p> <p>(やむを得ず治療を中断した場合とは、がん治療や重度の疾患に罹患した場合など医師の判断で不妊治療が困難な場合であり、医師の証明(診断書等:治療を中断した旨及び治療中断の期間・理由の記載)が必要です。)</p>
申請書類	<p>①一般不妊治療費助成金交付申請書</p> <p>②一般不妊治療費助成金請求書</p> <p>③一般不妊治療等証明書(医療機関で証明を受けてください)</p> <p>④夫婦(事実婚含む)各々の健康保険証のコピー</p> <p>⑤申請しようとする医療機関(または薬局)の領収書の原本もしくはコピー</p> <p>⑥法律上の婚姻をしている夫婦であることが証明できる書類(戸籍謄本)の原本もしくはコピー(交付日より3か月以内)</p> <p>⑦住所地を証明する書類(住民票)の原本もしくはコピー</p> <p>⑧事実婚に関する申立書(事実婚関係にある方のみ)</p> <p>⑨同意書(ご提出により⑥⑦の提出が不要となる場合があります)</p>

## 【申請期限】

**令和6年3月15日(金)まで**

一般不妊治療費等証明書の発行にお日にちがかかる場合がありますので、期限に間に合うようご準備ください。

## 注意事項

- ・転出される場合は、必ず住民票を移動する前に申請手続きを行ってください。転出後の申請はできません。
- ・助成期間・助成金額が不明の方は、子育て支援課までお問い合わせください(回答にお時間をいただきます)。

【お問合せ及び事前連絡先】 豊明市役所 子育て支援課 すこ おやか健やか係 TEL:(0562)85-3950